

上越市第3次環境基本計画の評価・検証について

第3次環境基本計画では、4つの環境分野ごとに望ましい環境像を設定しており、その達成状況を図るための指標の1つとして、18の指標・目標値を設定しています。(以下、○：達成見込み、×：未達成見込み、△：今後判断の基準で評価)

1 第3次環境基本計画における指標・目標値の達成状況

分野	望ましい環境像	指標項目	単位	現況年度 (平成25年度)	令和2年度 実績	目標値 (令和4年度)	第6次総合計画 後期基本計画 (見直し)	評価
生活環境	快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す	公害苦情件数	件/年	32	42 (令和2年度) 31.5 (平成27-令和2年度平均)	30以下 (計画期間内の平均)		△
		事業所の騒音・振動規制基準達成率	%	98	98	99以上		○
		事業所の排水基準達成率	%	93	98	95以上		○
		市民1人当たりのごみ排出量(1日当たり)	g	949	976	944以下	一般廃棄物処理基本計画(令和元年度改定)に定める目標値(865)以下	×
		家庭ごみの資源化率	%	48.1	41.9	50.0以上		×
		汚水衛生処理率(生活排水処理が適切に処理されている人口割合)	%	80.2	87.2	85.0以上	87.6以上	○
		全市クリーン活動参加者数	人/年	58,182	47,913	62,000以上		△
自然環境	自然と共生した社会を目指す	自然環境保全地域の指定	地域	4	7	8以上		○
		大型野生動物による人身被害の発生件数	件/年	0	2	0		△
		イノシシによる水稻の被害面積	ha/年	3.0	18.0	2.4以下		×
		開発事業者等の届出義務違反の件数	件/年	0	0	0		○
		高田公園の桜の健全化(植替え、樹勢回復手当)	—	桜の老朽化が目立つ状態(平成26年度)	桜長寿命化第二期計画の実施 ・枝の剪定(高所:188本)、 土壌改良(356本)、植替え(2本) ・施肥(2,153本)	再調査に基づいて桜の健全化を計画的に実施		○
地球環境	低炭素社会を目指す	市内の住宅用太陽光発電システムによる合計出力	kW	3,630 (平成26年7月推計値)	6,305 (令和2年12月末)	5,790以上		○
		世帯当たりの年間電力消費量	kWh/年	6,024	—	6,024以下 (直近4年平均)		△
		市内の温室効果ガスの排出について	千t-CO ₂	2,455	2,109.8 (平成29年度) ※	2,120以下	2,224 (令和元年度)	○
環境学習	豊かな環境を継承する社会を目指す	環境に関する学習・啓発事業への参加者数	人	3,300 (平成26年度単年度値)	2,972 (令和2年度) 33,781 (平成27-令和2年度累計)	28,000以上 (8年間の累計)		○
		環境団体等と連携した学習機会の提供回数	回/年	—	5	—	5以上	○
		生活の中で環境の改善に取り組んでいる市民の割合	%	63.6	—	70.0以上		△

※市内の温室効果ガス排出量は、国等の各種データを収集して算定しており、公表されるまでに数年を要するデータがあるため、実績の算定が3年間遅れている。

【評価概要】

○：達成見込み 10項目 ×：未達成見込み 3項目 △：今後判断 5項目

18項目の指標・目標値のうち、「今後判断」を除き、約8割の項目が達成見込み

2 「未達成見込み」の指標・目標値について

分野	指標項目	単位	現況年度 (平成25年度)	令和2年度 実績	目標値 (令和4年度)	評価理由	見直し・改善内容
生活環境	市民1人当たりのごみ排出量(1日当たり)	g	949	976	944以下(当初) 一般廃棄物処理基本計画(令和元年度改定)に定める目標値(865)以下(見直し後)	・市民1人当たりのごみ排出量は950g程度で推移していたものの、平成29年度以降は上昇傾向に転じ、令和2年度の実績は976gであった。 ・事業系一般廃棄物を含めた総排出量は減少傾向にあるが、ごみ排出量に対し人口減少率が大きい結果、1人あたりのごみ排出量は高止まりにあるため、目標達成は困難な状況。	市民へごみの出し方、分別方法及び3R(Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル))について、広報上越や出前講座などで引き続き周知し、ごみの減量とリサイクルの推進に取り組んでいく。
	家庭ごみの資源化率	%	48.1	41.9	50.0以上	・平成27年度以降、家庭ごみの資源化率はほぼ前年の実績を下回っている。 ・ごみの総排出量に対し、紙や生ごみ等の資源物の排出量が減少傾向にあることにより、今後の目標達成は困難と考える。	市民の分別に対する意識は一定程度定着している現状において、リサイクル率を飛躍的に向上させることは難しいものの、燃やせるごみに含まれがちな紙製容器包装や生ごみ等の分別を、引き続き呼びかけていく。
自然環境	イノシシによる水稻の被害面積	ha/年	3.0	18.0	2.4以下	・上越市鳥獣被害防止計画に基づき、上越市鳥獣被害防止対策協議会との連携のもと、「出没しにくい環境づくり」、「電気柵による侵入防止」、「加害個体の捕獲」の三つの対策を柱に取組を推進してきた。 ・しかしながら、計画期間内の平均は13.9haであり、各年度の被害面積にばらつきがあるが、目標値である2.4haを下回る年はなかったことから、目標達成は困難と考える。	イノシシ等への鳥獣被害対策をより一層強化するため、令和3年度に実施した試行事業の効果検証を踏まえ、「鳥獣が出没しにくい環境づくり」及び「農作物被害調査」を本格実施するとともに、新たにICTやドローン技術を活用した「スマート捕獲」を試行するほか、生息数が増加傾向にあるイノシシの捕獲活動に対する支援を拡充し、担い手の安定的な確保と持続可能な捕獲体制の維持・強化を図る。

3 「今後判断」の指標・目標値について

分野	指標項目	単位	現況年度 (平成25年度)	令和2年度 実績	目標値 (令和4年度)	評価理由
生活環境	公害苦情件数	件/年	32	42 (令和2年度) 31.5 (平成27-令和2年度平均)	30以下 (計画期間内の平均)	・従来の産業活動に起因するもののほかに、日常生活による近隣騒音、悪臭など、苦情の内容が多様化し、苦情件数も増加する傾向にある。 ・平成27年度から令和2年度までの苦情件数の平均は31.5件となっており、令和3・4年度の公害苦情件数の平均が25.5件以下であれば、目標を達成する見込み。
	全市クリーン活動参加者数	人/年	58,182	47,913	62,000以上	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策のため、活動を中止する町内会等が出てきており、参加人数が減少した。 ・令和4年度については、新型コロナウイルスの影響による参加者数が予測できないため、今後判断とする。
自然環境	大型野生動物による人身被害の発生件数	件/年	0	2	0	・これまで、藪刈り払いなどによる出没抑制対策や、捕獲による生息数管理などを実施するとともに、市民に対する注意喚起や啓発を実施してきた。 ・市街地等への出没が増加傾向にあるものの、人身被害発生については見通しが立たないため、今後判断とする。
地球環境	世帯当たりの年間電力消費量	kWh/年	6,024	—	6,024以下	平成28年4月から電力小売全面自由化が開始となった影響で、東北電力から情報提供を受けていた上越市内の電力消費量の実績把握ができなくなったことから、算出方法について、今後検討する必要がある。
環境学習	生活の中で環境の改善に取り組んでいる市民の割合	%	63.6	—	70.0以上	令和4年1月から2月にかけて実施している「上越市の環境、地球温暖化に関する市民アンケート」で調査しており、達成状況はアンケート結果を取りまとめた後に判断する。

上越市地球温暖化対策実行計画の評価・検証について(区域施策編)

1 温室効果ガス排出量の削減目標及び実績

○「上越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」で定める上越市全域から排出される温室効果ガス排出量の削減目標は以下のとおり

基準年度	目標年度	削減目標
2012(平成24)年度	短期目標:2022(令和4)年度	14%
	中期目標:2030(令和12)年度	26%
	長期目標:2050(令和32)年度	50%

[温室効果ガスの算定方法]

上越市統計要覧や運輸事業者への聞き取りによる実数のほか、資源エネルギー庁の「都道府県別エネルギー消費統計」に掲載された県全体の数値を製造品出荷額や従業者数などで按分した数値を使用して、市内のエネルギー消費量を計算した上で温室効果ガスの排出量に換算している。

- 排出量は、基準年度である2012(平成24)年度から年々減少しており、データで把握可能な直近の2017(平成29)年度では、基準年度比355.7千t-CO₂減(14.4%減)となっている。
- 目標よりも削減した状況で推移しているものの、国は温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度に46%削減、2050年には排出量実質ゼロを新たな目標として掲げたことから、当市も温室効果ガス削減に向けた取組を更に推進していく必要がある。

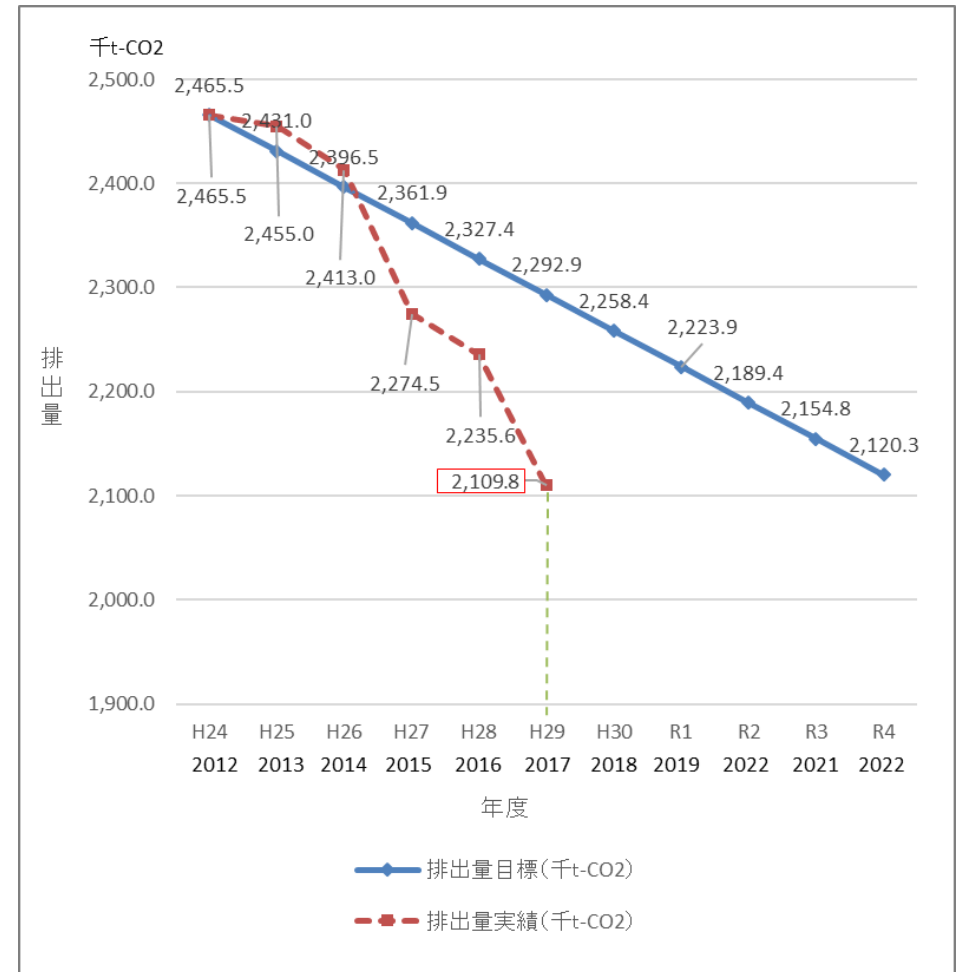
温室効果ガス排出量の削減目標及び実績

	年度	算定年度	目標			実績		
			排出量 (千t-CO ₂)	削減量 (千t-CO ₂)	削減割合 (%)	排出量 (千t-CO ₂)	削減量 (千t-CO ₂)	削減割合 (%)
地球温暖化対策実行計画 (基準年度)	H24	H27	2,465.5	-	-	2,465.5	-	-
	H25	H28	2,431.0	34.5	1.4	2,455.0	10.5	0.4
	H26	H29	2,396.5	69.0	2.8	2,413.0	52.5	2.1
	H27	H30	2,361.9	103.6	4.2	2,274.5	191.0	7.7
	H28	R1	2,327.4	138.1	5.6	2,235.6	229.9	9.3
	H29	R2	2,292.9	172.6	7.0	2,109.8	355.7	14.4
第6次総合計画後期基本計画 (目標値)	H30	R3	2,258.4	207.1	8.4			
	R1	R4	2,223.9	241.6	9.8			
	R2	R5	2,189.4	276.1	11.2			
地球温暖化対策実行計画 (短期目標)	R3	R6	2,154.8	310.7	12.6			
	R4	R7	2,120.3	345.2	14.0			

※市全域からの温室効果ガス排出量は、国等の各種データを収集して算定しており、公表されるまでに数年を要するデータがあるため、実績の算定が3年間遅れている。

(例:平成24年度値は平成27年度に算定)

※削減量及び削減割合は、基準年度(平成24)の排出量との比較



上越市地球温暖化対策実行計画の評価・検証について(区域施策編)

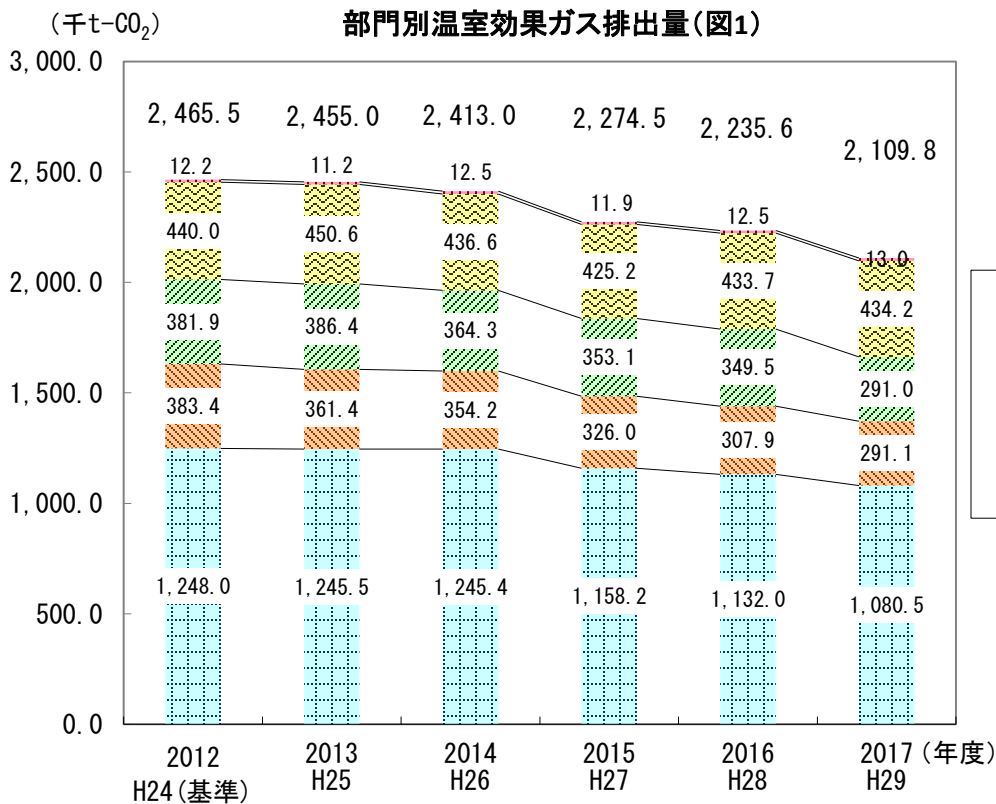
2 温室効果ガス排出量の部門別実績

○上越市全域から排出される温室効果ガス排出量について、下記のとおり部門別に分析する。

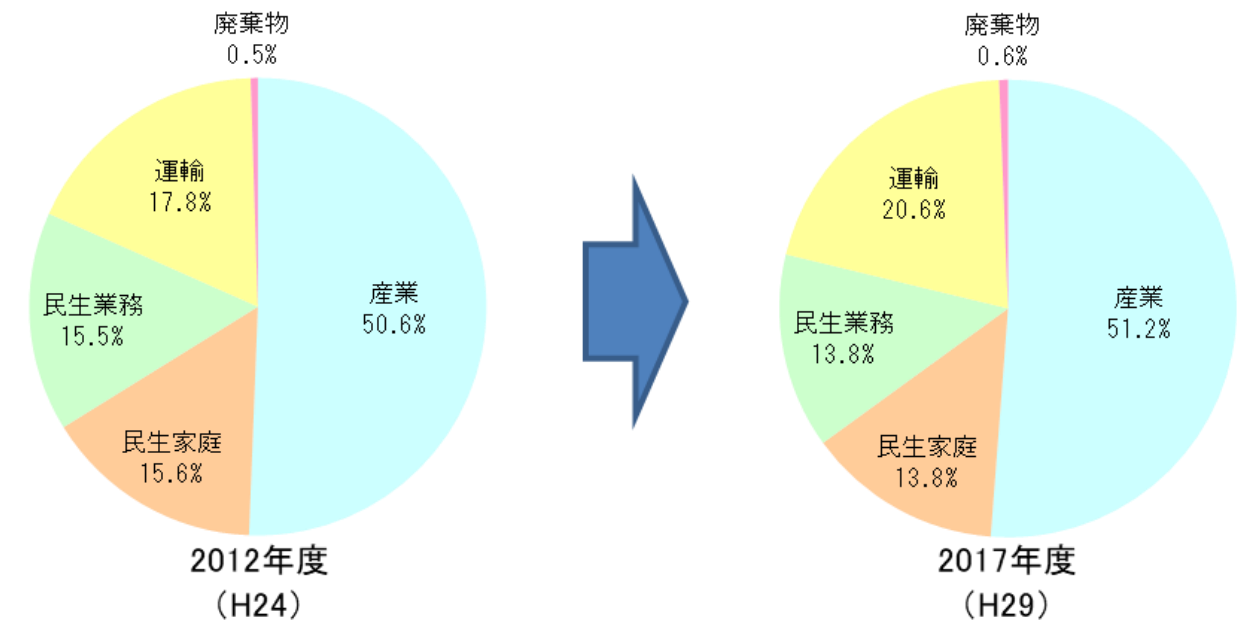
部門名	業種等
産業部門	第1次産業及び第2次産業(製造業、農林業、鉱業、建設業) ※自動車は除く
民生家庭部門	家庭生活 ※自動車は除く
民生業務部門	第3次産業(小売業・卸売業、飲食業、宿泊業、娯楽業、病院、情報通信、地方公共団体など) ※自動車は除く
運輸部門	自動車、鉄道、船舶
廃棄物部門	家庭、産業、事業からの廃棄物の処理や排水処理など

○部門別温室効果ガス排出量(図1)では、基準年度である2012(平成24)年度と比べ、2017(平成29)年度では、廃棄物部門を除き温室効果ガス排出量が減少している。産業部門、民生家庭部門、民生業務部門はほぼ一貫して減少している一方で、運輸部門、廃棄物部門は横ばいとなっている。

○部門別温室効果ガス排出割合(図2)のとおり、2017(平成29)年度では、産業部門が約半分を占めており最も多く、次に運輸部門、民生家庭部門、民生業務部門、廃棄物部門と続いている。2012(平成24)年度と比較して、民生業務部門と民生家庭部門の割合が低くなる一方で、産業部門と運輸部門の割合が高くなっている。



部門別温室効果ガス排出割合(図2)



3 温室効果ガス排出量の部門別分析

※要因分析の詳細(関連データを踏まえた分析等)については、今後実施予定。

(単位:千t-CO₂)

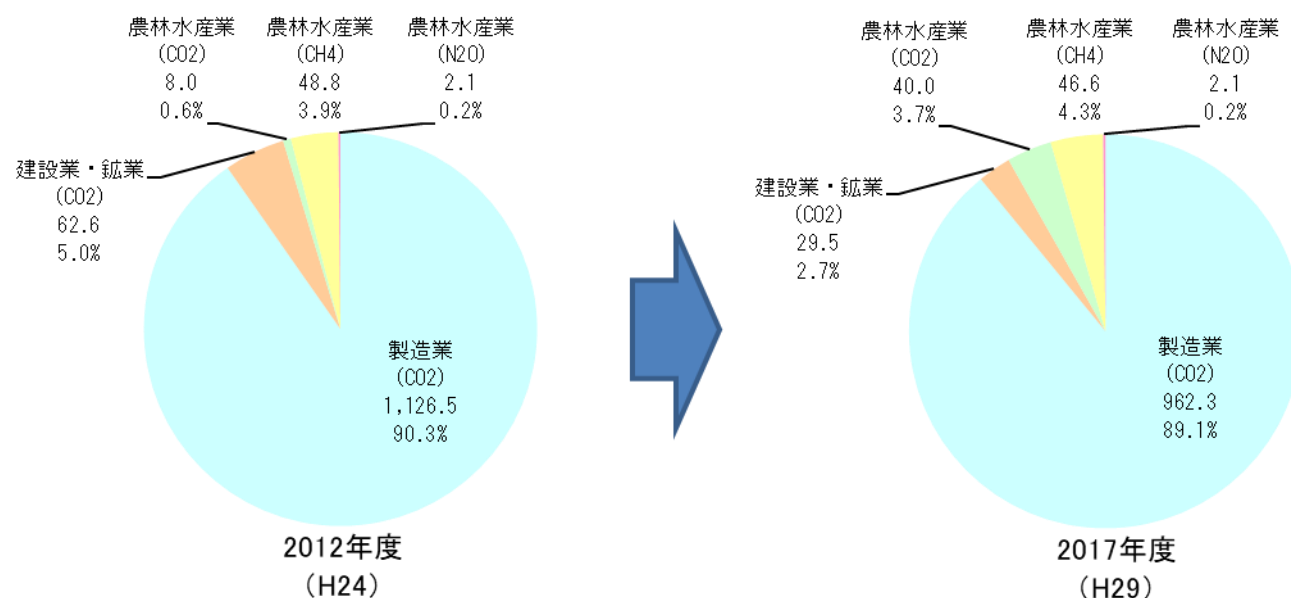
部門	年度	2012 H24(基準)	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	基準年度と 直近年度差	基準年度と 直近年度比
産業		1,248.0	1,245.5	1,245.4	1,158.2	1,132.0	1,080.5	△ 167.5	△13.4%

産業部門における排出量内訳

(単位:千t-CO₂)

(1)産業部門

- ・2017(平成29)年度の産業部門における温室効果ガス排出量は約1,080.5千t-CO₂となっており、2012(平成24)年度と比べて約167.5千t-CO₂(13.4%)の減少となっている。
- ・内訳では、製造業が排出する二酸化炭素が約89.1%を占めており、この増減が産業部門全体の増減傾向を左右している。
- ・製造業の排出量は基準年度比で約164.2千t-CO₂(14.6%)減少しているが、産業部門全体はもとより、全部門の中でも大きな割合を占めていることから、重点的な対策が必要となる。



(単位:千t-CO2)

部門	年度	2012 H24(基準)	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	基準年度と 直近年度差	基準年度と 直近年度比
民生家庭		383.4	361.4	354.2	326.0	307.9	291.1	△ 92.3	△24.1%
民生業務		381.9	386.4	364.3	353.1	349.5	291.0	△ 90.9	△23.8%

(2)民生家庭部門

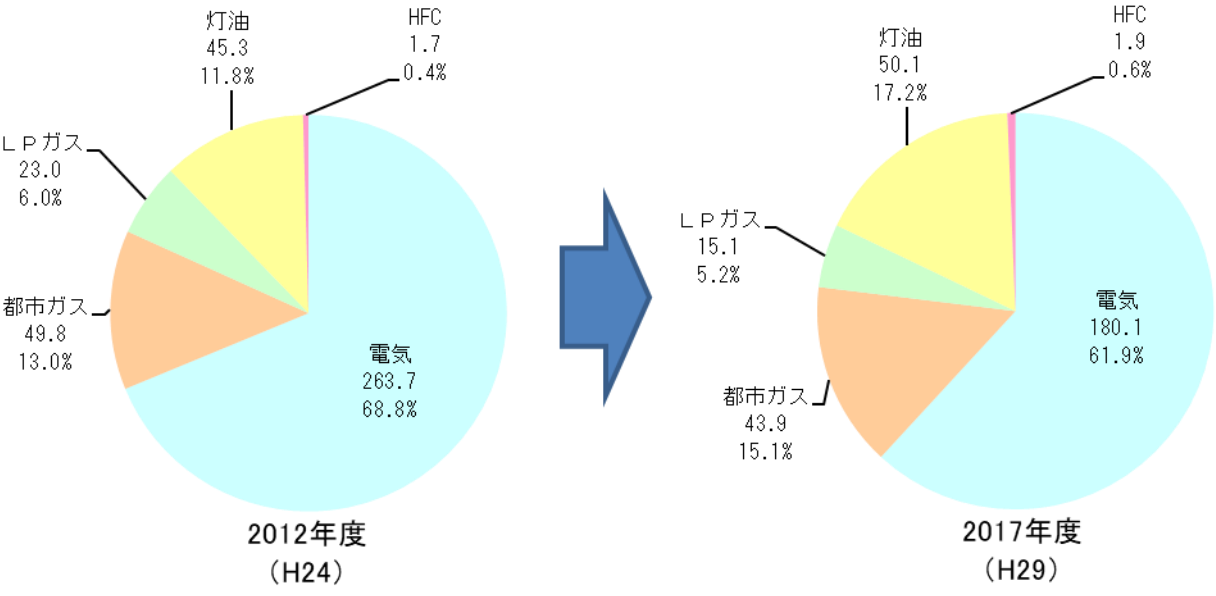
- ・2017(平成29)年度の民生家庭部門における温室効果ガス排出量は約291.1千t-CO₂となっており、2012(平成24)年度と比べて約92.3千t-CO₂(24.1%)の減少となっている。
- ・内訳では、電気が約61.9%を占めており、この増減が民生家庭部門全体の増減傾向を左右している。
- ・電気の排出量は基準年度比で約83.6千t-CO₂(31.7%)減少しており、省エネ家電の普及や人口減少等が関係していると考えられるが、引き続き省エネに対する啓発を図るなど、エネルギー使用量の削減に向けた取組が必要となる。

(3)民生業務部門

- ・2017(平成29)年度の民生業務部門における温室効果ガス排出量は約291.0千t-CO₂となっており、2012(平成24)年度と比べて約90.9千t-CO₂(23.8%)の減少となっている。
- ・内訳では、電気が約76.2%を占めており、この増減が民生業務部門全体の増減傾向を左右している。
- ・電気の排出量は基準年度比で約49.6千t-CO₂(18.3%)減少しているが、部門全体の割合では増加しており、全体の割合でも大半を占めていることから、節電対策を重点的に行う必要がある。

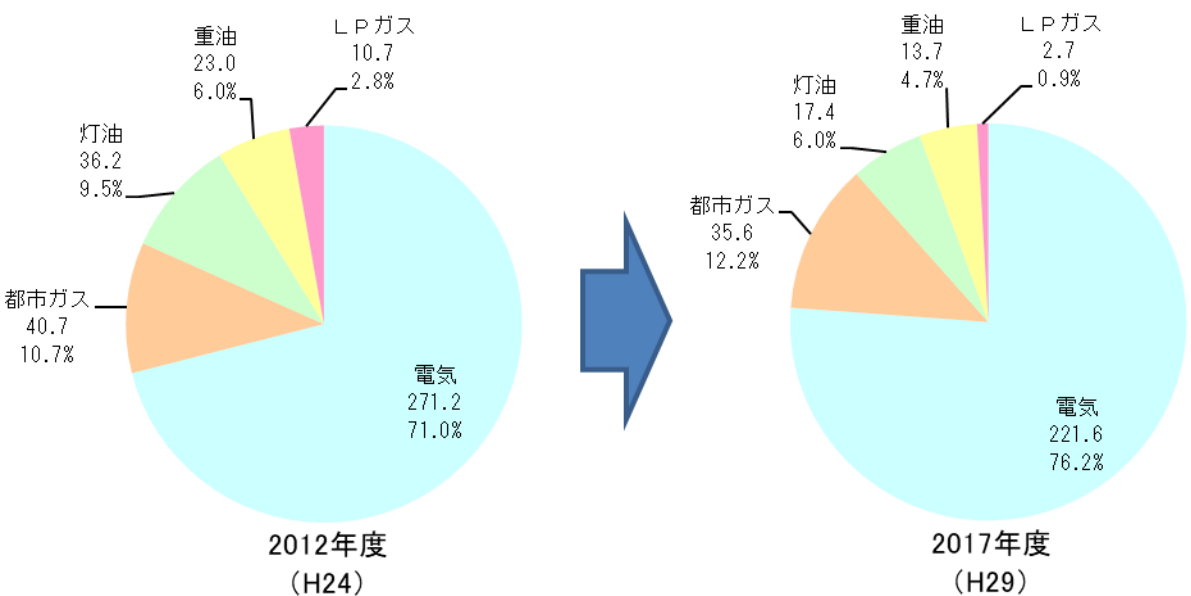
民生家庭部門における排出量内訳

(単位:千t-CO2)



民生業務部門における排出量内訳

(単位:千t-CO2)



(単位:千t-CO2)

部門	年度	2012 H24(基準)	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	基準年度と 直近年度差	基準年度と 直近年度比
運輸		440.0	450.6	436.6	425.2	433.7	434.2	△ 5.8	△ 1.3%
廃棄物		12.2	11.2	12.5	11.9	12.5	13.0	0.8	6.6%

(4)運輸部門

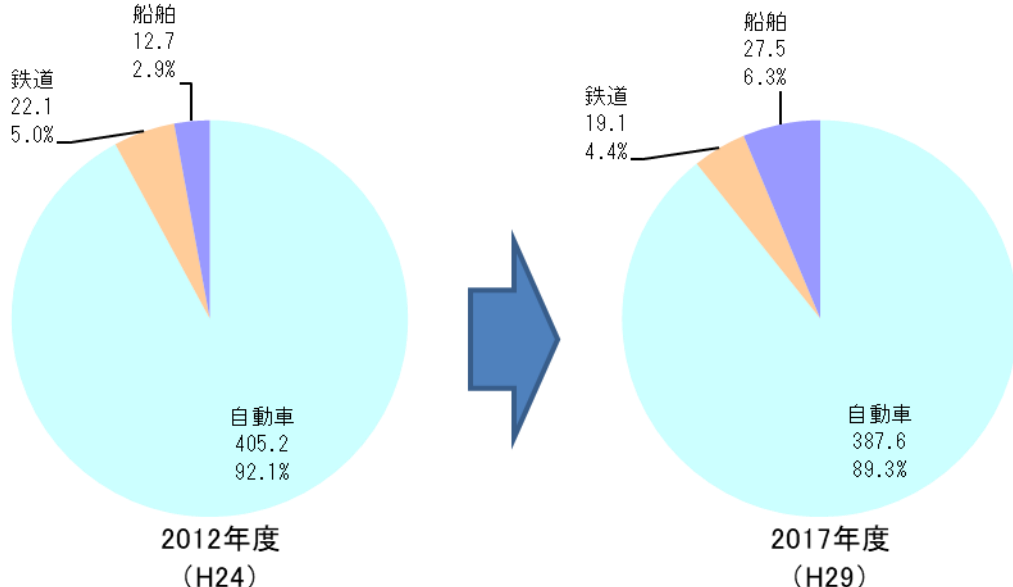
- ・2017(平成29)年度の運輸部門における温室効果ガス排出量は約434.2千t-CO₂となっており、2012(平成24)年度と比べて約5.8千t-CO₂(1.3%)の減少となっている。
- ・内訳では、自動車が約89.3%を占めており、この増減が運輸部門全体の増減傾向を左右している。
- ・自動車の排出量は基準年度比で約17.6千t-CO₂(4.3%)減少しており、燃費向上やハイブリッド車の普及等が寄与していると考えられるが、さらなる削減に向けて電気自動車などのクリーンエネルギー車の普及を進める必要がある。

(5)廃棄物部門

- ・2017(平成29)年度の廃棄物部門における温室効果ガス排出量は約13.0千t-CO₂となっており、2012(平成24)年度と比べて約0.8千t-CO₂(6.6%)の増加となっている。
- ・内訳では、一般廃棄物の焼却が約79.8%を占めている。
- ・一般廃棄物の焼却からの排出量は基準年度比で約1.0千t-CO₂(10.6%)増加しており、引き続き、ごみ減量やリサイクルの推進に取り組む必要がある。

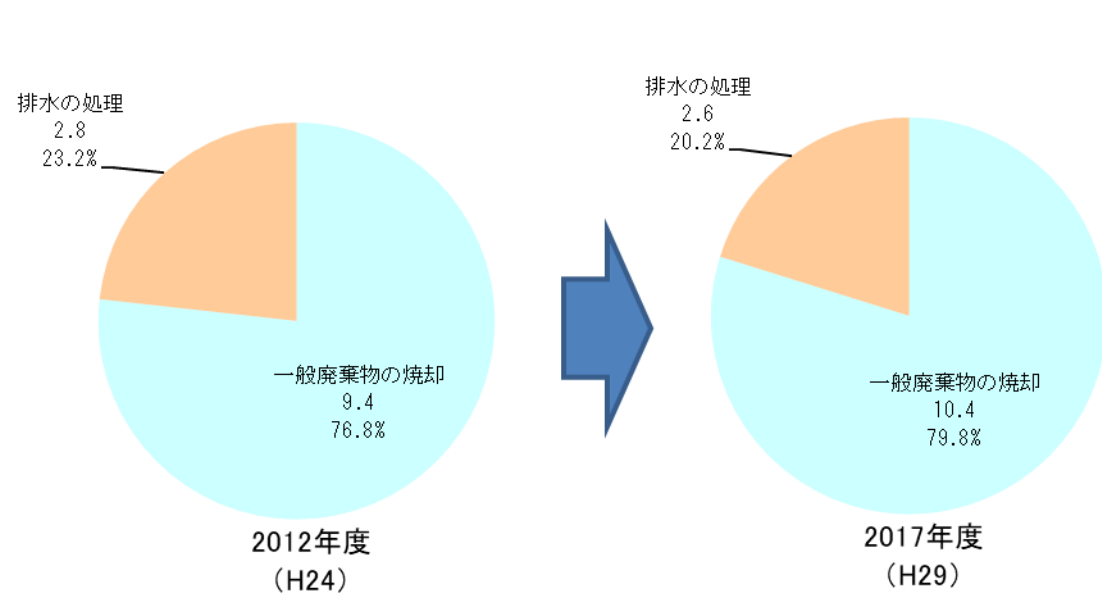
運輸部門における排出量内訳

(単位:千t-CO2)



廃棄物部門における排出量内訳

(単位:千t-CO2)



上越市地球温暖化対策実行計画の評価・検証について(事務事業編)

4 温室効果ガス排出量の削減目標及び実績

○「上越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」で定める市役所の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減目標は以下のとおり

基準年度	目標年度	削減目標
2013(平成25)年度	短期目標:2022(令和4)年度	24%
	中期目標:2030(令和12)年度	40%

[温室効果ガスの算定方法]

公共施設のエネルギー起源（ガソリン、灯油、電気等）のみの使用量を集計し、温室効果ガスの排出量に換算している。

※国は「地球温暖化対策計画」（平成28年5月閣議決定）の中で、エネルギー起源の温室効果ガス排出量について、地方公共団体を含む「業務その他部門」において、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で40%削減する目標を掲げたことから、当市においてもこの目標に沿って、平成30年度に見直しを行った。

○下表のとおり、基準年度以降、温室効果ガスの排出量は減少傾向にあり、2020（令和2）年度の排出量は約43.4千t-CO₂となっており、基準年度と比較し17.9千t-CO₂（29.2%）の減少となっている。

○区域施策編同様、目標よりも削減した状況で推移しているものの、国は温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度末に、業務その他部門（エネルギー起源）において51%削減を新たな目標として掲げたことから、市の事務事業についても温室効果ガス削減に向けた取組をさらに推進していく必要がある。

○温室効果ガス削減に向けた取組としては、公共施設の省エネルギー化を図るため、施設の一部に省エネ設備を導入したほか、省エネルギー運動の実施や「エコオフィスの手引き」配布による職員の省エネ意識醸成も行ってきた。こうした取組の結果が温室効果ガスの削減に寄与しているものと考えられる。

○この他、電気の排出係数※の減少や、施設の統廃合に伴う施設数の減少も削減要因と考えられるが、今後、当市にどのような再生可能エネルギーの導入が適しているのか検討を行うとともに、電動車の導入や更なる省エネルギー化の推進などにより、温室効果ガス削減に向けた取組を強化していく。

※1kWhの電気を作るにあたり、どれだけのCO₂を排出するかによって算出

温室効果ガス排出量の削減目標及び実績

2013-2030年度	単位	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
		H25 基準 年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 目標年度 (短期)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12 目標年度 (中期)
温室効果ガス排出量目標	千t-CO ₂	61.3 (基準値)	-	-	-	-	50.7	49.8	48.7	47.7	46.6	45.5	44.5	43.2	41.9	40.7	39.4	38.1	36.8
温室効果ガス排出量実績	千t-CO ₂	61.3	59.1	55.3	52.9	51.8	45.9	45.3	43.4										
温室効果ガス排出量の削減割合(基準年度比)	%	-	△3.6%	△9.8%	△13.6%	△15.5%	△25.1%	△26.1%	△29.2%										
温室効果ガス排出量の削減割合(前年度比)	%	-	△3.6%	△6.5%	△4.2%	△2.2%	△11.4%	△1.2%	△4.3%										

※温室効果ガス排出量は、エネルギー起源(ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス、都市ガス、電気)のみで、非エネルギー起源(一般廃棄物焼却、下水等処理や公用車使用等)を含まない。

上越市第4次環境基本計画・第2次地球温暖化対策実行計画の概要等について

1 計画の概要

市では、平成27年3月に「上越市第3次環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を推進するとともに、平成28年3月に「上越市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進しています。

両計画の計画期間は、令和4年度までとなっており、次期計画の策定にあたっては、両計画を統合した形で、近年の環境課題や国の法改正の動向等を踏まえた改定を図るものです。

項目	第3次環境基本計画	地球温暖化対策実行計画	
		区域施策編	事務事業編
位置付け	環境保全に関する基本的な計画	市全域の温室効果ガス削減計画	市の事務事業に伴う温室効果ガス削減計画
目的	総合計画で定める将来都市像等、環境面からの実現を目指すもの。	実効性の高い地球温暖化対策を体系化し、市の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制を図るもの。	
計画期間	平成27～令和4年度(8年間)	平成28～令和4年度(7年間)	
策定根拠	上越市環境基本条例第9条第1項	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項及び第3項	



項目	第4次環境基本計画(第2次地球温暖化対策実行計画を含む)
計画期間	令和5～令和12年度(8年間)(※)
内容(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 環境の現状と課題 望ましい環境像 環境施策の展開 温室効果ガス排出量の現況と要因分析 温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標 温室効果ガス削減に向けた取組 計画の推進体制、進行管理等…共通項目 <p>環境基本計画項目</p> <p>地球温暖化計画項目</p>

※国の新たな地球温暖化対策計画(令和3年10月閣議決定)では、計画期間を令和12(2030)年度までとしている。同計画及び市の第7次総合計画(計画期間:令和5～12年度)と整合を図る観点から計画期間を設定。

<参考>

【上越市環境基本条例】

第9条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(「環境基本計画」)を定めなければならない。

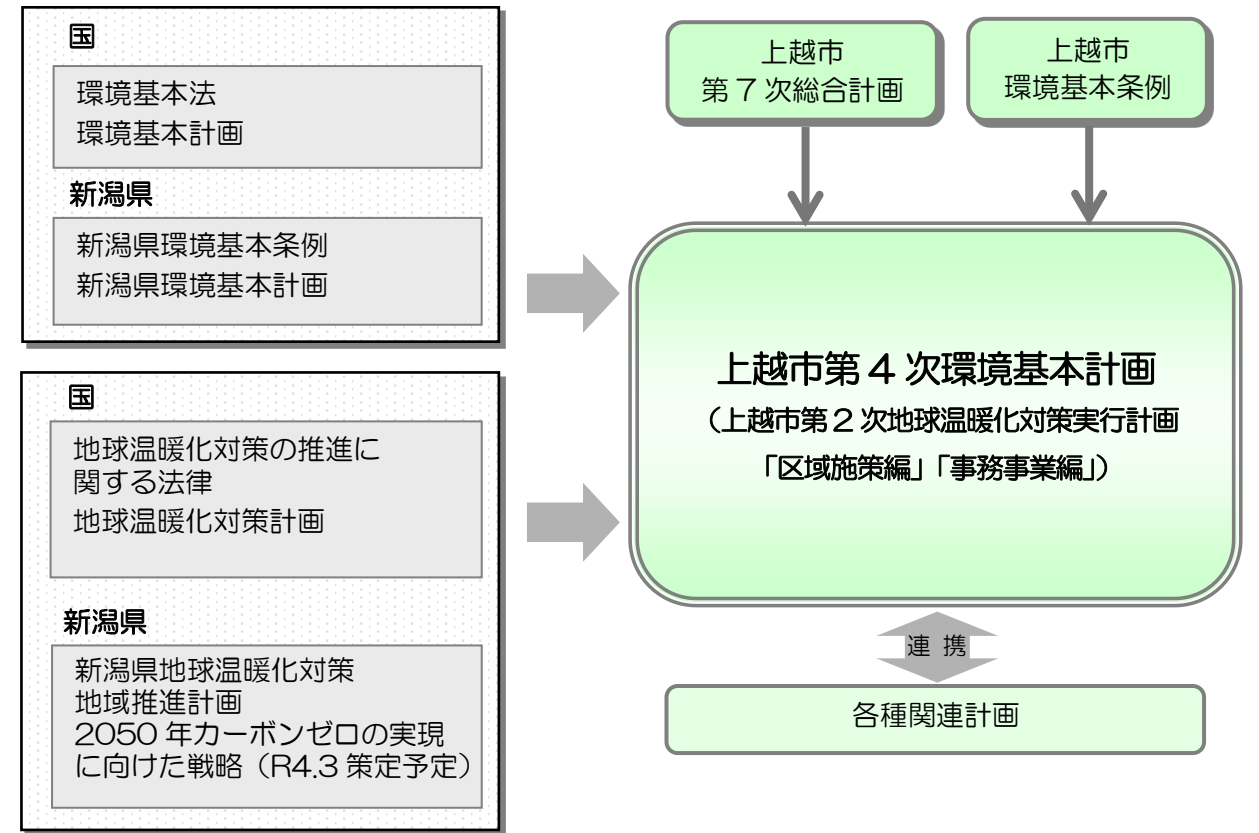
【地球温暖化対策の推進に関する法律】

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(「地方公共団体実行計画」)を策定するものとする。

3 (都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、)地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。(以下、略)

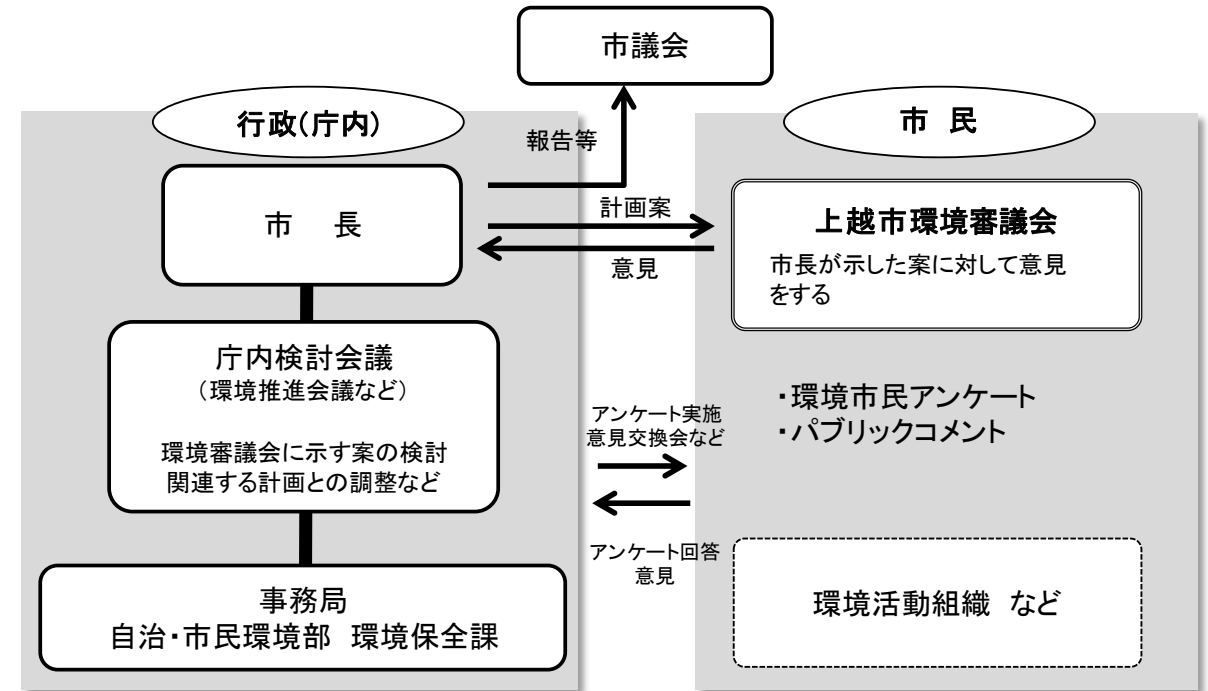
2 計画の位置付け

本計画は、国及び県の法令や計画、当市の環境基本条例や各種関連計画との整合、連携を図るとともに、総合計画で定める将来都市像や市政運営のテーマの環境面からの実現を目指すものであり、合わせて、地球温暖化対策実行計画においては、脱炭素社会を実現するための実行プランとしての役割を持ちます。



3 策定体制

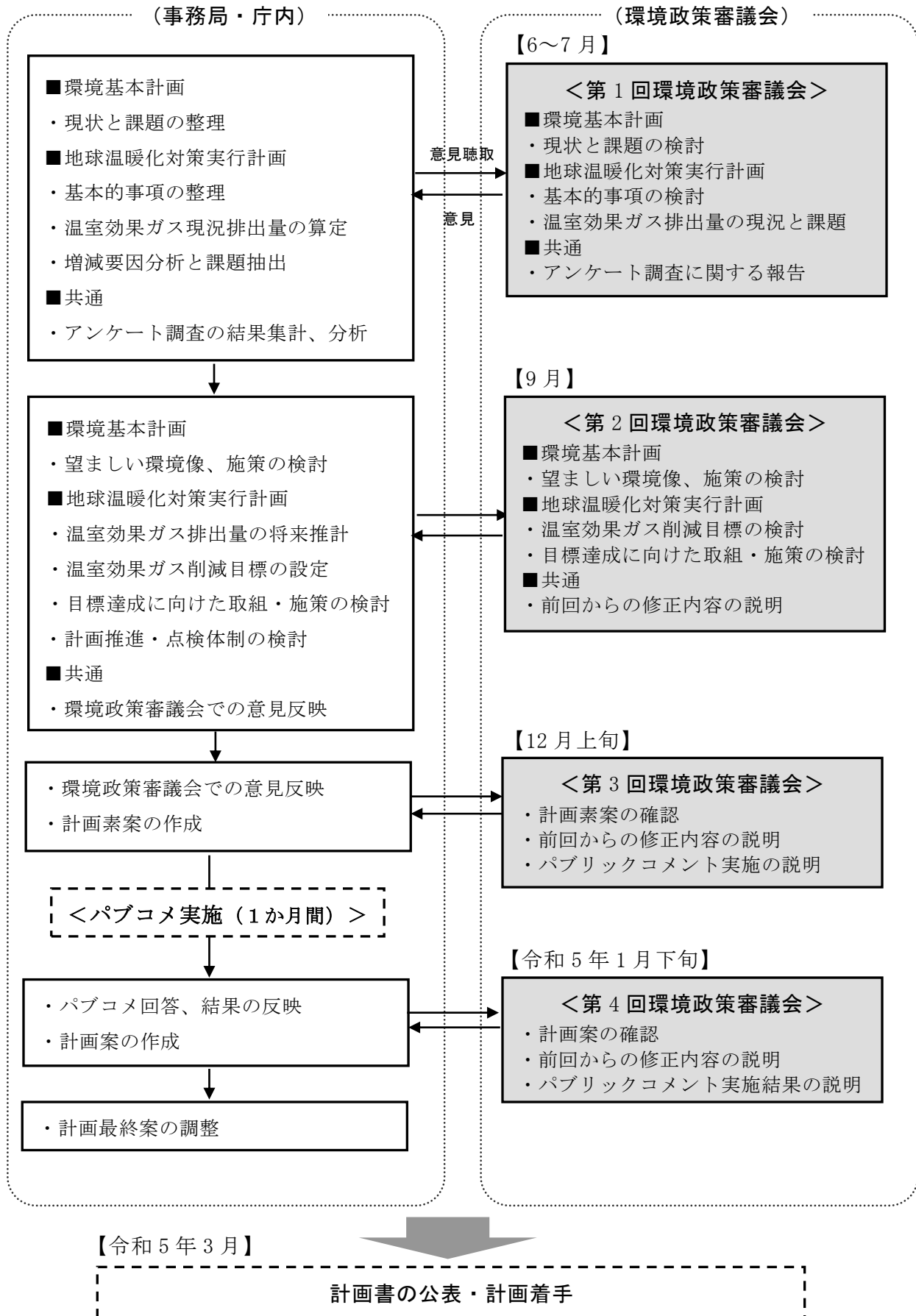
計画の策定にあたっては、庁内において関係課で検討会議を設置し、市の方針を整理するとともに、上越市環境政策審議会(学識経験者、関係行政機関、市民、事業者などで構成)への意見聴取や市議会への報告を行うものとします。



上越市第4次環境基本計画・第2次地球温暖化対策実行計画策定の進め方

以下のような流れで、事務局検討案を基に環境政策審議会での検討を予定しています。

(※開催の時期や回数は、今後の進捗状況により変更となる可能性があります)



上越市第 4 次環境基本計画・第 2 次地球温暖化対策実行計画 策定に関するアンケート調査実施概要

1 目的

上越市第 4 次環境基本計画（第 2 次地球温暖化対策実行計画を含む）の策定にあたり、市民が望む環境像や環境問題に対する市民意識の現状、地球温暖化に対する意見や取組状況等を把握し、計画策定及び今後の環境施策の基礎資料とする。

2 調査対象及び調査項目

- ① 16 歳以上の市民 1,200 人（地域自治区・年齢階層別の人口割合に応じ無作為抽出）
 - ・上越市の環境への満足度、環境問題に対する意識、環境行動の実態等
 - ・地球温暖化に対する日々の生活スタイル、取組状況等
- ② 市内に所在する 200 事業所（無作為抽出）
 - ・地球温暖化対策に対する日々の事業活動における考え方、取組状況等

3 調査期間

令和 4 年 1 月 21 日（金）から 2 月 9 日（水）まで

4 調査方法

- ・郵送によるアンケート配布
- ・アンケート用紙またはインターネットによる回答

5 スケジュール

令和 3 年度 計画策定に関するアンケート実施、集計・分析

令和 4 年度 アンケート結果を踏まえた計画策定・施策検討

【参考】現計画策定時のアンケート実施状況

項目	第 3 次環境基本計画	地球温暖化対策実行計画
調査期間	平成 26 年 3 月（2 週間）	平成 27 年 6～7 月（2 週間）
対象	16 歳以上の市民 1,200 人（無作為抽出）	18 歳以上の市民 1,000 人、市内に所在する 200 事業所（無作為抽出）
回収状況	回収票数：476 票 回収率：39.7%	回収票数：431 票（事業所：98 票） 回収率：43.1%（事業所：49.0%）